

令和8年度













人間ドック・婦人科健診 -受診手引き- (現役被保険者用)

受診可能期間 | 令和8年4月1日~令和9年3月31日



SWCC 健康保険組合

目次

1. はじめに（受診前に必ずお読みください）	1
2. 人間ドック（総合健診）	2
 人間ドックとは	2
 対象者	2
 健診内容	2
 費用	3
3. 婦人科健診	4
 婦人科健診とは	4
 対象者	4
 健診内容	4
 費用	5
4. 申込から受診までの流れ（ドック・婦人科共通）	6
 受診可能期間	6
 準備するもの	6
 健診機関ごとの手順パターン	6
◎ パターン①の手順	7
◎ パターン②の手順	7
5. 立替精算の手続き（パターン②の対象者のみ）	8
 立替精算に必要な書類（3点セット）	8
 立替精算のスケジュール（月2回実施）	8

1. はじめに（受診前に必ずお読みください）



必読

こちらの資料は、SWCC 健康保険組合が保健事業の一環として実施する各種健診のうち、人間ドック・婦人科健診についてまとめた受診手引きです。別途資料『各種健診のご案内-被保険者用-』よりも詳細な内容となっています。受診希望の被保険者・被扶養配偶者の皆様は、当該資料をすべてお読みいただき、当健保組合が定めるルールに従い適切に受診していただきますようご理解・ご協力のほど宜しくお願い致します。

なお、令和8年度（2026年4月1日受診分）から、自己負担金の支払方法につきまして変更点があります。これまで契約健診機関で受診する場合、受診前に自己負担金を健保組合に現金で前払いする仕組みを長く採用してきました。この点を改め、自己負担金を受診当日健診機関窓口へ支払う仕組みへと変更することになりました。変更理由としては、長年抱える課題（自己負担金回収における健保組合・事業所双方の事務負担、自己負担金未払い受診者の発生等）の解決を急ぎ、より保健事業を適切に運営していく必要があるためです。

上記仕組みについては、ほとんどの契約健診機関で導入できましたが、契約上の都合により一部導入できない健診機関もあります。この一部の健診機関については、契約外健診機関で受診する場合と同様の対応（立替精算）となります。詳細については、当該資料内の『4. 申込から受診までの流れ（ドック・婦人科共通）』や別途資料『人間ドック・婦人科健診 契約健診機関リスト』でご確認ください。

SWCC 健康保険組合
保健事業担当

2. 人間ドック（総合健診）

人間ドックとは

検査項目が限定されている定期健康診断や特定健診よりも幅広い検査を実施する『総合健診』です。普段は気づかない病気や臓器の異常、健康度をチェックすることができます。任意受診のため、健診費用について受診者による自己負担が発生しますが、健保組合から補助が出るため比較的安価に受診できます。（ただし、節目年齢の被保険者は自己負担なく受診できます）以下、自己負担等についての詳細な説明も記載していますのでご確認ください。

対象者

- 当該年度において **40 歳以上** の被保険者
- 当該年度において **40 歳以上** の被扶養配偶者



注意

- △ 定期健康診断（特定健診含む）、生活習慣病健診を受診する被保険者は、人間ドックと重複受診できません
- △ 特定健診を受診する被扶養配偶者は、人間ドックと重複受診できません

健診内容

任意人間ドック	当該年度において 40 歳以上の被保険者 当該年度において 40 歳以上の被扶養配偶者	特定健診の項目を含む 基本コース
特定人間ドック	当該年度において節目年齢（ 45 歳・50 歳・55 歳 ） に到達する 被保険者	特定健診の項目を含む 基本コース



注意

- △ 健保組合が契約している内容は、任意・特定いずれの人間ドックも標準的な内容の『基本コース』です。自己負担の有無が分かれるため、人間ドックの名称を分けています。
- △ 特定人間ドックを受診希望する被保険者は、**当該年度に節目年齢に到達するか**よくご確認ください。節目年齢ではないにもかかわらず受診した場合は、任意人間ドック扱いとなり自己負担が発生します。**各事業所の健診担当者に自身が特定人間ドック対象者であるか確認してから**予約してください。
- △ 任意・特定いずれの人間ドックも、任意のオプション検査を追加することは可能です。ただし健保組合の補助対象外となるためその費用は**全額自己負担**となります。
- △ 胃の検査については、**バリウム**が標準設定されています。**カメラ**に変更する場合は、オプション検査扱いとなるため差額分については**全額自己負担**となります。

費用

任意人間ドック・特定人間ドックは、健診費用に対して自己負担の有無が分かります。任意人間ドックは、受診者に規定に基づいて計算された自己負担金の支払義務が発生します。特定人間ドックは、受診者に自己負担金の支払義務は発生しません。

◎費用負担の内訳（イメージ図）

任意人間ドック	40歳以上の被保険者 40歳以上の被扶養配偶者	人間ドック基本コース費用（全額）		
		特定健診の費用	人間ドック単体の費用	
		健保組合負担（10割）	自己負担（3割）	健保組合負担（7割） 上限 35,000 円

自己負担の算出式

（特定健診の項目を含む基本コース全額－特定健診の費用）×0.3

健保組合負担の算出式

特定健診の費用＋（特定健診の項目を含む基本コース全額－特定健診の費用）×0.7



- △ 波線について最大 35,000 円までを補助額として健保組合が負担します
- △ 具体的な自己負担金の額については、健診機関ごとに異なります。詳しくは『人間ドック・婦人科健診 契約健診機関リスト』でご確認ください

◎費用負担の内訳（イメージ図）

特定人間ドック	節目年齢（45歳・50歳・55歳）に到達する被保険者	人間ドック基本コース費用（全額）	
		特定健診の費用	人間ドック単体の費用
		健保組合負担（10割）	健保組合負担（10割）

自己負担の算出式

自己負担なし

健保組合負担の算出式

特定健診の費用＋（特定健診の項目を含む基本コース全額－特定健診の費用）×1.0



- △ 自己負担はなく、波線について補助額として健保組合が全額負担します
- △ 任意のオプション検査を追加した場合、その費用は全額自己負担です

3. 婦人科健診

婦人科健診とは

女性に特有の病気のうち、**乳がん**と**子宮がん**について婦人科健診を実施します。人間ドックや会社の定期健康診断にあわせて受診することができます。婦人科健診単独受診ができる健診機関もありますが、健診機関ごとに受診可否が分かれるため、受診者自身でご確認ください。

人間ドック同様、任意受診のため、健診費用について受診者による自己負担が発生しますが、健保組合から補助が出るため比較的安価に受診できます。(ただし、節目年齢の女性被保険者については自己負担なく受診できます)以下、自己負担等についての詳細な説明も記載していますのでご確認ください。

対象者

- 女性の被保険者（年齢制限なし）
- 女性の被扶養配偶者（年齢制限なし）

健診内容

乳がん検診	触診		△ 廃止傾向にあり、現状受診可能な健診機関は少ない
	エコー	選択	△ エコー・マンモグラフィのうち、 いずれかひとつ を補助
	マンモグラフィ		△ エコー・マンモグラフィ両方を受診する場合 健診費用の低い方：補助対象 健診費用の高い方：補助対象外→ 全額自己負担
子宮がん検診	子宮頸部の細胞診		△ 子宮体部の検査：補助対象外→ 全額自己負担



注意

- △ 乳がん検診（触診）は、医学的根拠から廃止傾向にある健診機関が多く、実施している健診機関が少ないのが現状です。受診を希望する場合は、ご自身で健診機関へ確認してください。
- △ 乳がん検診（エコー・マンモグラフィ）は、**いずれかひとつ**を補助対象としています。両方を受診することは可能ですが、健診費用の高い方は補助対象外のため、**全額自己負担**となります。また、エコー・マンモグラフィの受診対象者を年齢によって分けている健診機関もありますので、ご自身で健診機関へ確認してください。
- △ 上記補助項目に任意のオプション検査（子宮体部の検査など）を追加することは可能です。ただし、健保組合の補助対象外となるためその費用は**全額自己負担**となります。

費用

人間ドック同様に、対象者のうち、節目年齢の女性被保険者とそれ以外で健診費用に対して自己負担の有無が分かります。節目年齢の女性被保険者以外は、規定に基づいて計算された自己負担金の支払義務が発生します。節目年齢の女性被保険者は、自己負担金の支払義務は発生しません。

◎費用負担の内訳（イメージ図）

乳がん検診 子宮がん検診	女性被保険者 女性被扶養配偶者 (年齢制限なし)	健診費用（全額）	
		自己負担（3割）	健保組合負担（7割） 上限 7,000 円

自己負担の算出式

$$\text{健診費用} \times 0.3$$

健保組合負担の算出式

$$\text{健診費用} \times 0.7$$



△ 波線について最大 7,000 円までを補助額として健保組合が負担します

△ 具体的な自己負担金の額については、健診機関ごとに異なります。詳しくは『人間ドック・婦人科健診 契約健診機関リスト』でご確認ください

◎費用負担の内訳（イメージ図）

乳がん検診 子宮がん検診	節目年齢 (45 歳・50 歳・55 歳) に 到達する女性被保険者	健診費用（全額）	
		健保組合負担（10割）	

自己負担の算出式

自己負担なし

健保組合負担の算出式

$$\text{健診費用} \times 1.0$$



△ 自己負担はなく、波線について補助額として健保組合が全額負担します

4. 申込から受診までの流れ（ドック・婦人科共通）

受診可能期間




令和8年4月1日～令和9年3月31日



注意

△ 上記期間中に資格を喪失した場合、喪失日以後の受診に対して補助は受けられません。資格がないにもかかわらず受診した場合は、**全額自己負担**となります。

準備するもの

<p>① 人間ドック・婦人科健診 受診手引き（現役被保険者用） ※当該資料</p>	<p>△ 確認しながら申し込んでください</p>	 <small>令和8年度-人間ドック・婦人科健診-受診手引き</small>
<p>② 人間ドック・婦人科健診 共通申込書 ※被扶養配偶者の場合：未使用の『特定健康診査受診券』を添付</p>	<p>△ Excel ファイルごとダウンロードし、入力後に印刷して提出してください △ 従来の申込書は使用しないでください △ 申込書の入力方法も載せていますので確認してください △ 特定健診との重複受診ができないため、被扶養配偶者はお手元にある未使用特定健康診査受診券を返却してください</p>	 <small>令和8年度-人間ドック・婦人科健診-共通申込書</small>
<p>③ 人間ドック・婦人科健診 契約健診機関リスト</p>	<p>△ 健保組合が直接契約している健診機関のリストです △ 窓口支払について自己負担3割と自己負担10割（立替精算）に分かれます △ 契約外の健診機関で受診する場合は、このリストは不要です</p>	 <small>令和8年度-人間ドック・婦人科健診-契約健診機関リスト</small>

①②③の格納場所

Common→グループ-Common→ケンポ掲示板→人間ドック・婦人科健診のご案内→令和8年度_人間ドック・婦人科健診のご案内

健診機関ごとの手順パターン

受診する健診機関ごとに、手順が異なります。**まずは、受診する健診機関を決めてください。**

その後、パターン別の手順に従い申込→受診を実施してください。

<p>契約健診機関</p>	<p>窓口支払：自己負担3割の健診機関</p>	<p>パターン①の手順</p>
	<p>窓口支払：自己負担10割（立替精算）の健診機関</p>	<p>パターン②の手順</p>
<p>契約外健診機関</p>	<p>窓口支払：自己負担10割（立替精算）の健診機関</p>	<p>パターン②の手順</p>

◎ パターン①の手順

STEP1	自己負担金の額（自己負担 3 割）を確認してください ※『特定人間ドックを受診する被保険者』や『婦人科健診を受診する 45 歳・50 歳・55 歳に到達する女性被保険者』については自己負担金が発生しません。 参照資料『人間ドック・婦人科健診 契約健診機関リスト』内の『②健診機関別自己負担額リスト』
STEP2	健診機関へ自身で予約してください （事業所事務担当者が予約を代行している場合は、担当者が行ってください） △ 予約時に、健診内容や自己負担金の額（自己負担 3 割）について 健診機関と確認してから 受診するようにしてください △ 健保組合では、受診後のトラブルについては責任を追いかねますのでご了承ください
STEP3	受診前日までに、未使用の『特定健康診査受診券』（被扶養配偶者のみ）と『人間ドック・婦人科健診 共通申込書』を健保組合に提出してください △ 特定健診との重複受診ができないため、 被扶養配偶者はお手元にある未使用特定健康診査受診券を返却してください （被扶養配偶者には年度開始前に発送済です） △ 申込書の未提出が多発しています。 必ず 健保組合に提出してください。 △ 未提出が確認された場合、健保組合から未提出者（健診担当者経由含む）へ提出のお願いをさせていただきますのでご協力ください
STEP4	受診当日、窓口で自己負担金を支払ってください △ 健保組合の補助対象外となるオプション検査を追加した場合、その費用は 自己負担金に加算されます のでご注意ください
STEP5	受診者の工程はすべて終了です △ この後、健診機関から、健診費用のうち健保組合負担分の請求書が健保組合に届き支払処理を実施します

◎ パターン②の手順

STEP1	自己負担金の額（自己負担 10 割）を確認してください △ 全額を立て替えるため、事前にその額を確認してください 契約健診機関（窓口支払：自己負担 10 割）の場合 参照資料『人間ドック・婦人科健診 契約健診機関リスト』内の『②健診機関別自己負担額リスト』 契約外健診機関の場合 自身で調べてください
STEP2	健診機関へ自身で予約してください （事業所事務担当者が予約を代行している場合は、担当者が行ってください） △ 予約時に、健診内容や自己負担金の額（自己負担 10 割）について 健診機関と確認してから 受診するようにしてください △ 健保組合では、受診後のトラブルについては責任を追いかねますのでご了承ください
STEP3	受診当日、窓口で全額支払ってください（立替精算処理が必要です） △ 必ず健診料金の内訳が明記された領収証 をもらってください
STEP4	健保組合に立替精算の手続きをしてください（『5.立替精算の手続き』参照） △ STEP3 で支払った額のうち、健保組合負担額を精算します

5. 立替精算の手続き（パターン②の対象者のみ）

立替精算に必要な書類（3点セット）

<p>人間ドック・婦人科健診 共通申込書</p> <p>① ※被扶養配偶者の場合：未使用の『特定健康診査受診券』を添付</p>	<p>△ 提出漏れが多くなっていますのでご注意ください</p> <p>△ 特定健診との重複受診ができないため、被扶養配偶者はお手元にある未使用特定健康診査受診券を返却してください</p>
<p>② 領収証（原本）</p>	<p>△ コピーでは精算できません</p> <p>△ 健診料金の内訳が明記された領収証を健診機関に発行依頼してください</p> <p>理由 受診内容が補助対象であるかを判断し、正確な精算額を計算する必要があります</p>
<p>③ 健診結果（コピー）</p>	<p>△ 健診機関から受診者に届く健診結果のコピーが必要です</p> <p>理由 健保組合は、人間ドックの健診内容に含まれる『特定健診』の検査項目結果について国へ報告する義務を負っています。通常は当該結果が健診機関から健保組合にデータで送付されますが、立替精算対象の健診機関からはデータが送付されません。そのため、漏れなくデータ収集するため、受診者に発行される健診結果（コピー）の提出をお願いしています。</p>



注意

- △ 上記書類は**必ず3点セット**で健保組合に提出してください
- △ 不備があった場合、健保組合からご連絡させていただくことがあります。その分、精算処理が遅れますのであらかじめご了承ください。

立替精算のスケジュール（月2回実施）

締め日	精算金発送日
15日	同月20日頃
月末	翌月5日頃



注意

- △ 健保組合営業日の都合上、上記スケジュールと異なる場合もあります
- △ 精算金の発送は、**貴重品メール**で行います

受診手引きの説明は以上です。お疲れ様でした。

